

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月21日
【報告者の名称】	株式会社エムオーテック
【報告者の所在地】	東京都港区三田 1 丁目 4 番28号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 ( 5445 ) 7800 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役 企画・管理本部長 谷口 孝夫
【縦覧に供する場所】	株式会社エムオーテック ( 東京都港区三田 1 丁目 4 番28号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社エムオーテックをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社メタルワンをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の記載において、「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社メタルワン  
所在地 東京都港区芝3丁目23番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年12月20日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、現在、当社普通株式7,403,000株（当社が平成24年11月14日に提出した第60期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（18,864,930株）から本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社が保有する自己株式数（1,027,242株）を控除した株式数（17,837,688株）の41.50%（小数点以下第三位を四捨五入）を保有しており、当社を持分法適用関連会社としております。

この度、公開買付者は、平成24年12月20日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社の発行済普通株式（公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とする（以下「本完全子会社化」といいます。）ことを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ本公開買付けに応募された当社普通株式の総数が、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（18,864,930株）から本書提出日現在の公開買付者が保有する当社株式数（7,403,000株）及び本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社が保有する自己株式数（1,027,242株）を控除した数に占める比率（以下「応募比率」といいます。）が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達した場合には、本完全子会社化手続（後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義された意味を有するものとします。以下同じです。）の実施（本公開買付け及び本完全子会社化手続を以下「本取引」といいます。）につき当社の株主の皆様との十分な理解が得られたものと判断し、本完全子会社化手続を実施することを企図しております（詳細は、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。）。他方、応募比率が2分の1未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせることを予定しており、また、このような場合であって、かつ東京証券取引所の上場廃止基準に該当しないときには、当社の普通株式は東京証券取引所に上場を維持することとなる予定です。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

#### (ア) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者グループ（公開買付者及び公開買付者の子会社をいいます。以下同じです。）は、平成15年1月に三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）と日商岩井株式会社（現双日株式会社。以下現在の同社を「双日」といいます。双日に商号変更前の日商岩井株式会社を「日商岩井」といいます。）の鉄鋼製品事業部門が事業統合して設立された鉄鋼総合商社であり、国内外に59の拠点と105社のグループ会社を有する鉄鋼流通のリーディングカンパニーとして、三菱商事及び双日のグローバルネットワークや総合力を活用し、国内外のお客様・お取引先の満足度向上を心掛け、最強のパートナーとなることを目指して、多種多様な業界のお客様・お取引先に対してサービスを提供しております。

対面する需要業界の中でも、国内向け鋼材需要への取り組みにおいて、公開買付者グループは、建設業界を最重要分野の一つと位置付けており、東北・関東・中部・関西地区向けは公開買付者の建材・冷鉄源分野の完全子会社である株式会社メタルワン建材（以下「メタルワン建材」といいます。）が、その他地区向けは公開買付者の完全子会社である株式会社メタルワン北海道、株式会社メタルワン西日本、株式会社メタルワン四国及び株式会社メタルワン九州（以下「4国内地域法人」といいます。）が、各々、建設鋼材の主原料である鉄スクラップを鉄鋼メーカーに供給するとともに、製品を建設業者他のお客様に販売してきました。

公開買付者グループ発足から平成20年までは、世界同時好況下の需要拡大を背景に公開買付者の業績は好調に推移しましたが、その後、平成20年9月の米国サブプライム金融危機に端を発する世界同時不況と、その回復途上で平成23年に発生した東日本大震災やタイの洪水に加え、円高・原料高・お客様の生産の海外移転など鉄鋼業界を取り巻く構造変化が顕在化し、公開買付者の業績も大きな影響を受けることとなりました。

公開買付者グループ発足10年目となる平成24年の世界経済は、欧州債務危機の再燃、米国経済の回復遅れ、中国の成長減速などで、依然として厳しい状況が続くものと予想されますが、公開買付者は4月に「強靱な国内事業への再構築」、「海外事業の戦略的取組み」、「グループ経営の推進」、「人と資産を活かしきる」の4つの基本戦略より成る第四次中期経営計画を始動しました。

建設業界対応としては、中期経営計画の基本戦略である「強靱な国内事業への再構築」の大きな柱の一つとして、平成24年10月1日付で4国内地域法人の建材・冷鉄源事業をメタルワン建材に移管しました。これにより、統一した戦略の下に、メタルワン建材が国内の建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制となり、同社が従前から提供する建材及び冷鉄源の販売・在庫・加工・工事までの幅広い機能・サービスと、4国内地域法人から承継した地域ネットワークを加えて完成されるオールジャパンのネットワークで、全国のお客様・お取引先に対して一段と強化された機動力有る機能とサービスを提供できるようになりました。

一方、当社は、建設基礎工事用仮設材の賃貸及び販売を目的に昭和28年に啓東産業株式会社として設立され、昭和48年には日商岩井の子会社となり、昭和58年には日商岩井鉄鋼リース株式会社に商号を変更し、平成5年に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。その後、平成15年の公開買付者設立に伴って日商岩井が保有する当社株式が公開買付者に移管され、当社は公開買付者の持分法適用関連会社となり、平成16年に現商号へ変更し、その後平成20年に日本鉄鋼建材リース株式会社を吸収合併し、現在に至っております。

当社は、公開買付者の主要な持分法適用関連会社である重仮設業者として、従来、メタルワン建材や4国内地域法人を含む公開買付者グループから主に賃貸用鋼材を調達する等、公開買付者グループ各社と連携の上、鋼矢板・H型鋼・鋼製山留・覆工板・トレンチシステム等の建設用機材の賃貸・販売・工事・整備加工・運送等を行っており、日本全国に営業拠点・工場を展開しております。また、平成23年には成長著しいベトナム市場への拠点展開も果たしております。

当社の主要事業である重仮設業は、建設業界において、土木・建築の本設工事に先立つ工事として重要な役割を果たしており、鉄道・道路建設や河川整備・都市再開発などの社会基盤整備には不可欠な存在であるとともに、地震や大雨による災害復旧工事においても、先ず重仮設での緊急対応が必要とされており、社会的にも重要な役割を担っております。当社は、約60年に亘るノウハウの蓄積に加え、多くの技術者・施工管理者・施工機械を全国に配しており、その技術力と施工能力を、お客様から高く評価されております。

しかしながら、国内建設投資（名目値）は平成4年度の84兆円をピークに減少しており、公開買付者グループが発足した平成14年度には57兆円と10年間でピーク時の3分の2に減少し、平成24年度は45兆円と更に10年間で2割減少する見通しとなっています。このように、国内建設投資については、中長期的に更なる需要減少と競争激化の可能性が想定されています。

また、当社が属する重仮設市場も国内建設投資の減少に伴い縮小しており、建設業者の受注競争激化に起因する価格低下圧力が加わり、重仮設リース受注額は建設投資の減少率以上に下落しています。当面は東日本大震災の復興需要が見込めるものの、その後は量的な拡大は期待できず、当社も、同業他社との厳しい受注競争が続くものと予想しております。

当社は、国内建設投資及び重仮設市場を取り巻くこのような厳しい受注環境を踏まえ、営業活動強化に加えて、不稼働拠点売却・賃貸用資産圧縮・有利子負債削減等のコスト削減を実施してまいりましたが、当社単独での収益改善策には限界があり、この難局を打開するためには、メタルワン建材を含む公開買付者グループとより一層協業し、一体となって競争力を強化していくことが必要と考えるに至りました。

こうした状況の中、公開買付者と当社は、両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、両社がより強固な協力体制を構築していくことが必要であると判断した上で、公開買付者による当社の経営への関与を更に強めることにより、公開買付者が経営責任を負うことをより明確にした事業体制への転換を図り、戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であると

の認識に至りました。

そこで、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることについて平成24年8月に当社に打診を行い、平成24年9月に正式に提案をいたしました。同9月以降、公開買付者及び当社双方においてそれぞれの専門家も交え慎重に協議、交渉及び検討を更に重ね、本完全子会社化により、当社への一定数の取締役の派遣等を通じ、公開買付者グループと一体としての意思決定を迅速化するとともに、公開買付者グループ及び当社の既存顧客基盤や加工・物流拠点網を相互活用し、当社の重仮設分野から公開買付者グループの建材販売分野までを一貫して取り扱うことによる顧客の利便性向上により取引拡大を図り、グループ・シナジーの最大化を実現することが、当社の企業価値の拡大のみならず公開買付者グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。

そして、公開買付者は、平成24年12月20日開催の取締役会において、公開買付者による当社の完全子会社化の推進に向けて、本公開買付けの開始を決議しました。

#### (イ) 本公開買付け後の経営方針

前述のとおり、公開買付者グループとしての更なる企業価値向上を達成するために、公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ応募比率が2分の1以上に達した場合には、本完全子会社化手続（詳細は、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。）の実行を当社に要請し、かかる本完全子会社化手続を経て、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。本完全子会社化後の経営方針は以下のとおりとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、応募比率が2分の1以上となる見通しをもっておりますので、応募比率が2分の1未満であった場合の対応については、現時点で具体的に決定している事項はないとのことです）。

現在、公開買付者は当社に社外監査役1名を派遣しております。完全子会社とした後は、公開買付者から当社に一定数の取締役を派遣する予定ですが、具体的な経営体制については、今後、当社と十分に協議のうえ決めていく予定とのことです。公開買付者は当社の自主性・独立性を尊重し、当社の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、当社の事業の強化を図っていくとのことです。なお、公開買付者グループ及び当社は、主に建材・冷鉄源事業及び重仮設事業において、以下の施策を実施することを通じて、両社の企業価値の向上を図ることを検討しているとのことです。

- ( ) 人材の有効活用
- ( ) 工事機能の有効活用
- ( ) 拠点・在庫の有効活用
- ( ) 上場コストの削減
- ( ) キャッシュマネジメントシステムの有効活用による資金の最適配分
- ( ) 海外展開（ベトナム）での協業

なお、当社は、平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付けが成立し、かつ応募比率が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達することを条件に、平成25年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議しております。

#### (ウ) 当社の意思決定の過程

当社は、本取引を通じて、当社が公開買付者と資本関係を強化することで、公開買付者が中期経営計画の一環として公開買付者グループにおいて建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制としている中で、メタルワン建材を含む公開買付者グループとの関係をより緊密にすることにより、公開買付者グループの一員として建材・冷鉄源事業及び重仮設事業の拡大を図り、当社の企業価値を拡大することが可能となるとともに、本公開買付けにおける当社普通株式の1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月20日開催の当社の取締役会において、当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、当社の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記取締役会には吉岡知之氏を除く当社の全ての監査役が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の監査役の吉岡知之氏は、公開買付者の従業員を兼職しており、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在において、当社を持分法適用関連会社としており、また、当社に社外監査役1名を派遣しています。このような状況を踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、当社の株式価値の分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しないとのことです。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて当社の普通株式の株式価値分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年12月20日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。上記各手法において分析された当社の普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 174円から179円

類似会社比較分析 106円から159円

DCF分析 151円から306円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年12月19日を基準日として、東京証券取引所における当社の普通株式の過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円（小数点以下を四捨五入、以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値174円及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値179円を基に、当社の普通株式1株当たりの価値の範囲を174円から179円と分析しております。

次に類似会社比較分析では、当該分析の目的上、当社と比較的類似と考えられる事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較、分析を通じて、当社の普通株式1株当たりの価値の範囲を106円から159円と分析しております。

DCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と当社で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予測に基づき、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の普通株式1株当たりの価値の範囲を151円から306円と分析しております。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の概ね過去5年間の市場価格の推移、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり265円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり265円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月19日の当社普通株式の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値191円に対して38.7%（小数点以下第二位四捨五入、以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去1週間（平成24年12月13日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値186円に対して42.5%、過去1ヶ月間（平成24年11月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%、過去3ヶ月間（平成24年9月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値174円に対して52.3%、過去6ヶ月間（平成24年6月20日から平成24年12月19日まで）の普通取引終値の単純平均値179円に対して48.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり265円は、本書提出日の前営業日である平成24年12月20日の東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の普通取引終値の197円に対して34.5%のプレミアムを加えた金額となります。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年12月20日付でトーマツより、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、トーマツから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オ

ピニオン)を取得していません。

トーマツは、株式価値算定書において、市場株価平均法及びDCF法を用いて当社普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 174円から191円

DCF法 160円から280円

市場株価平均法では、平成24年12月19日を算定基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の基準日終値191円、直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値179円、直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値174円、及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値179円を基に、当社の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を174円から191円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、当社が平成25年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を160円から280円までと分析しております。

なお、トーマツは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

#### 独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所(以下「TMI」といいます。)を選任し、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

#### プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

当社は、上記のとおり、公開買付者が、本書提出日現在において、当社を持分法適用関連会社としており、また、当社に社外監査役1名を派遣していることに鑑み、本取引に関する当社取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除し、利益相反のおそれを回避しつつ、徹底した情報管理の下で機動的に本取引の検討を進めることを目的として、当社の代表取締役社長である鈴木徹男氏、並びに当社の取締役である齊藤正男氏、谷口孝夫氏及び山村雅裕氏で構成されるプロジェクトチーム(以下「当社プロジェクトチーム」といいます。)を設置することとし、当社プロジェクトチームにおいて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツ及びリーガル・アドバイザーであるTMIから助言等を受けながら、本公開買付けの買付条件(本公開買付け価格を含みます。)の妥当性及び本取引の一連の手の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、公開買付者との間で本取引に関する協議及び交渉を行っております。

#### 第三者委員会の設置

平成24年10月9日、当社プロジェクトチームは、本取引に関する当社取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主(以下「少数株主等」といいます。)にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、公開買付者及び当社取締役会からの独立性が高い当社社外監査役である西吉健夫氏並びに外部有識者である太田大三氏(弁護士、丸の内総合法律事務所)、西田誠氏(公認会計士、税理士、ネクストウィル・コンサルティング株式会社代表取締役)の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)を前提に本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を当社プロジェクトチームに提出することを委嘱しております。

第三者委員会は、平成24年10月9日より同年12月18日まで合計5回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行っております。具体的には、当社プロジェクトチーム及び当社のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツから、公開買付者の提案内容、トーマツの公開買付者及び当社からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、当社のリーガル・アドバイザーであるTMIから上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行っております。さらに、トーマツが作成した株式価値算定書を参考にするとともに、トーマツから、株式価値算定書に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMIから、本取引に係る手の公正性等について助言を得ております。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的に係る当社プロジェクトチームによる説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められること、(イ)本取引における当社取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、及び(ウ)本公開買付け後において応募比率が2分の1以上(応募株式数にして5,217,344株以上)に達することを条件に予定されている二段階買収において、当社の各株主様に対して交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成24年12月18日に、当社プロジェクトチームに対し、(a)本取引により当社の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出しております。

#### 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、トーマツから取得した株式価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを通じて、当社が公開買付者と資本関係を強化することで、公開買付者が中期経営計画の一環として公開買付者グループにおいて建材・冷鉄源事業を一元的に推進する体制としている中で、メタルワン建材を含む公開買付者グループとの関係をより緊密にすることにより、公開買付者グループの一員として建材・冷鉄源事業及び重仮設事業の拡大を図り、当社の企業価値を拡大することが可能となるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月20日開催の当社の取締役会において、当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、当社の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記取締役会には吉岡知之氏を除く当社の全ての監査役が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の監査役の吉岡知之氏は、公開買付者の従業員を兼職しており、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

#### 本公開買付け価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間(以下「本公開買付け期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。本公開買付け期間を比較的長期間である32営業日に設定することにより、当社の普通株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、本公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」及び「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針です。公開買付者は、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全てを取得できなかつた場合には、応募比率が2分の1以上(応募株式数にして5,217,344株以上)に達することを条件に、以下の一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)により、公開買付者を除く当社の株主(当社を除きます。)に対して当社の株式を売却する機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得することを企図しているとのことであり、当社は以下のとおりの説明を受けています。

すなわち、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できるようにすることで、当社を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社とすること、 当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すこと、及び 当社の当該株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること、並びに上記 乃至 を付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において、上記 の付議議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 の定款の一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有す

る株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は当社に対し、本臨時株主総会と同日に、上記の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（当社が保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）の皆様には、当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付けにおける本公開買付価格に当該株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを保有することとなるよう、公開買付け以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

公開買付者は、本完全子会社化手続を実施する場合、平成25年5月又は6月頃までに本完全子会社化手続を完了することを企図しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められおり、また、(b)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、公開買付者は、本完全子会社化手続が、当社の株主の皆様の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本公開買付けにおける応募比率が2分の1以上（応募株式数にして5,217,344株以上）に達した場合には、本完全子会社化手続の実施につき当社の株主の皆様の十分な理解が得られたものと判断し、本完全子会社化手続を実施いたしますが、応募比率が2分の1未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせることを企図しております。

また、応募比率が2分の1以上に達した場合であっても、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付け以外の当社の株主の皆様による当社の株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本書は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

本公開買付けにおいて応募比率が2分の1未満となった場合においては、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施されず、当社は東京証券取引所に上場を維持することになる予定です。この場合における当社普通株式の追加取得の予定につきましては、現在決定している事項はありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後応募比率が2分の1以上に達したことにより前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続を実行する場合、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。これに対し、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当せず、かつ、応募比率が2分の1未満となったことにより公開買付者が本完全子会社化手続の実施を見合わせた場合、当社の普通株式は東京証券取引所に上場を維持することとなる予定です。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。



また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化  
手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株  
式の上場申請は行われたい予定です。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
鈴木 徹男	代表取締役社長	-	13,426	13
齊藤 正男	取締役副社長	営業本部長	32,701	32
谷口 孝夫	常務取締役	企画・管理本部長	24,337	24
谷内田 誠	取締役執行役員	大阪支店長	10,387	10
山村 雅裕	取締役執行役員	東京本店長	26,746	26
岬 武	取締役執行役員	名古屋支店長	10,372	10
小野 芳男	常勤監査役		-	-
西吉 健夫	監査役（非常勤）		-	-
吉岡 知之	監査役（非常勤）		-	-
計			117,969	117

（注1） 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

（注2） 監査役西吉健夫及び吉岡知之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

（注3） 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数（小数点以下切り捨て）及びそれら  
に係る議決権の数を含めた数を記載しております。

#### 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

#### 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

#### 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。